

# 令和7年度事業計画

社会福祉法人志芳福社会

### 三園保育方針

- ・個性を大切にしながら、自主性、協調性を育む。
- ・生活や遊びを通じて、豊かな感性や創造性を育む。
- ・人との関わり合いの中で信頼性を持ち、思いやりの気持ちを育む。  
この方針をもとに、三園舎が新しくなり、安全に過ごせる保育園を目標に、三園の特徴を持って保育をしていく。

#### ① 福生杉ノ子保育園

陽だまりに微笑みあふれる保育園 おひさまのぬくもりと光に包まれて  
四季の彩りを感じ 自分らしさを見つけ出す…

- ・保育園はみんなの集まる大きなお家。子ども達はその個性、その日の体調に合わせて過ごせるようにいろいろな場所があり、子ども達がそのお家でまるで家庭にいるように安心し愛情をたっぷり受け、優しい笑顔のパワーにして心と身体と生きる力を育んでほしい。

\*安全に過ごすことができる保育園としては、

- ・二階からの避難は内部と東西両側に外部階段を設置し、三か所の避難経路を確保している。
- ・屋根には太陽熱パネルを設置し、ヒートポンプを使用した床下空調によるエアリゾートで冷暖房を管理し24時間空調なので、きれいな空気でも快適な環境を提供できる。
- ・太陽電池による蓄電により災害時の停電なども遊戯室で温かく過ごすことができる。また、可搬型蓄電池を備え、災害時の対策強化につなげる。
- ・園庭に日焼けシェードを設置し、暑さ対策を行う。

#### ② 杉ノ子第二保育園

さくらが迎える園庭に笑顔輝く保育園 むさしの豊かな自然に生まれ  
明るい笑顔の花が咲く 素直な心が未来をつくる

- ・多摩川沿いの中央公園を目の前に、自然豊かな田園地区の環境を生かした保育、子どもを主体とした子どもの声を大事にする保育を目指している。
- ・保育園生活の様々な経験を通じ、自己肯定感を育みのびのびと成長してほしい。

\*安全に過ごすことができる保育園としては、

- ・園庭やホールなどに監視カメラを設置した他、屋上庭園にはカメラとインターホンを設け、事務室から緊急対応がしやすくなっている。
- ・保育室からトイレが見渡せるようガラス面を多く取り入れた。
- ・熱中症予防対策として1階テラスの軒下から園庭に向けてミストシャワーを

設置している。

- ・空調負荷を軽減するため、南と西の窓に遮光フィルムを張り、室内温度上昇が抑えられる。
- ・屋上に太陽光発電パネルを設置し、発電量をモニターで見ることができる。また、可搬型蓄電池を備え、災害時の対策強化につなげる。
- ・保護者利用駐車場の出入りの安全を見守る、カメラ及び照明を設置している。

### ③ 杉ノ子第三保育園

心地よい風と緑の保育園 緑の木々を通り抜ける 心地よい風と光の中で ゆったりとした時間が 子ども達の笑顔を育んでいく

- ・すべてのクラスが南向きなので、太陽が差し込む明るい室内です。豊富に木を使った北欧調のデザインで居心地の良い空間と広い園庭で、温かいまなざしに見守れながらすくすくと成長してほしい。

\* 安全に過ごすことができる保育園としては、

- ・1階の事務室からは、正門と園庭の門が見渡せ、すべての来園者を確認でき事務所前を通ることや監視カメラを各箇所に設置した。
- ・3、4、5才児は、各保育室前の下駄箱があるので、緊急時に避難しやすい。
- ・屋上には、太陽光発電パネルを設置し、万が一の災害時の停電なども一日は自家発電できる。また、可搬型蓄電池を備え、災害時の対策強化につなげる。
- ・保護者利用駐車場に子どもの事故防止策として、照明設備の増設をし安全を強化した。

## 三園事業計画

### 1 園児の処遇

- (1) 園児の保育実施人員(クラスの編成)は、別紙のとおりである。
- (2) 各保育園においては、福生市役所の子ども家庭部子ども育成課保育幼稚園係と連絡をとりながら3月中に翌年度における入所児の状況の把握に努め、かつ保育士の配置基準を考慮し、園ごとにクラス人員を定めて、保育活動が円滑に遂行できるようにする。
- (3) 福生杉ノ子保育園、杉ノ子第二保育園、杉ノ子第三保育園の三園は、保育ニーズに応え、11時間開所保育、延長保育を行う。午後6時15分以降に、補食(軽食)を用意して、心身の健全な発達を助長する。

### 2 健康管理

学校保健法(昭和33年法律第56号)の規定に準じ、全園児の定期健康診断を4月及び10月の2回嘱託医により実施するものとし、その日時については、園ごとで決める。

- (1) 学校保健法(昭和33年法律第56号)の規定に準じ、全園児の歯科検診を5月中に実施するものとし、その日時については、三園協議して決める。
- (2) 各園とも毎月嘱託医による乳児健診を実施し、その結果を記録する。
- (3) 各園とも毎月全園児の身体測定を実施し、幼児は、年に一回視聴覚検査を実施し早期発見と児童票に成長の状況を記録する。
- (4) 各園の看護師は、全園児の健康管理に配慮し、必要に応じ保護者に対し連絡をとるほか緊急に治療を要する時は、医師の診断を受けるようにする。
- (5) 各園は、発熱(平熱より1℃以上)その他病気のため家族へ連絡をとる場合、保健日誌又は、事故処理簿を整備し、これらの状況を記録する。尚、感染症に感染した後は 医師による治癒証明書又は登園届で確認できるようにする。
- (6) 各園は、乳幼児突然死症候群の予防に努め、0才児は、午睡見守りセンサー(ルクミー)を導入し、5分毎ごとに睡眠チェックを行う。また、1.2才児をコードモンアプリを使用し10分ごとに睡眠チェックを行う。
- (7) 感染症マニュアルを作成し、予防・対応に努める。
- (8) アレルギー児対応では、年1回医師による診断書(指示書等)を提出していたとき、看護師・栄養士等が保護者と面談にあたる。又解除にあたっては診断書(指示書等)をいただく。
- (9) 感染症予防対策に関しては、今まで続けてきている朝の検温、消毒の徹底、換気等状況に応じて対応していく。

### 3 食事

- (1) 園児の健全な発育に必要な栄養量を計算した献立を毎月作成し、かつ、昼食の喫食状況を毎回見ながら常に工夫と改善を図るようにする。  
献立会議(当番園長、主任保育士、三園の栄養士、調理師)を毎月1回開催する。
- (2) 栄養士会議を毎月2回開催し、カロリー計算、栄養基準、食事アンケート等の検討をし、献立表を計画、作成する。
- (3) 栄養目標については、カロリー過多にならない限度内において、月平均国基準(0才350kcal、乳児480kcal、幼児580kcal、職員800kcal)以上のものとする。
- (4) 献立内容については、食品の種類、調理方法、嗜好状況等を常に検討しながら旬の物を取り入れる。
- (5) 衛生面については、食器類の熱風消毒、消毒液による手指の消毒、白衣、頭巾マスクの着用、調理室の清掃消毒(次亜塩素酸)及び食品の保存管理に留意する。なお食材及び検食の保存単位は50gとし、その保存時間については336時間(2週間)以上冷凍保存する。
- (6) 厨房内の検査表を作成し、日々及び月毎にチェックし安全を図る。
- (7) 午後のおやつは、月曜日から土曜日まで手作りおやつとし、お菓子の時は、食品添加物(保存料、着色料、香料等)のないものとする。

- (8) 食材は出来るだけ国産物を使用する。なお、国基準の食材を使い、産地の表示を行っている。
- (9) アレルギー児に対しては診断書(指示書等)をもとに、保護者から聞き取りアレルギーを除去してある食材を使い代替食を提供する。  
配膳にあたっては、二重・三重のチェックを行う。
- (10) 乳児(0才児)は毎月、アンケートによる食材の聞き取りを行い、栄養士、看護師、主任、担任で離乳食会議を開き、離乳食児の対応に努める。
- (11) 食育として調理保育を行う。
- (12) 3才児以上は、幼児保育料無償化により、昼食の副食費4,500円を徴収する。

#### 4 保育

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律164号)第1条に規定する児童福祉の理念に基づいた保育目標を定め、園児の保育事業に専念するものとする。
- (2) 園の全体の計画、保育計画(年間・月案・週案・日案)、年間行事計画、年間保健管理計画、避難訓練計画、保育安全計画、食事計画、体育指導、すぎのこすてっぷ、えいごであそぼう等の計画を作成し実施する。
- (2) 幼児クラスは、地元農家の協力により食育の観点から入れ芋堀り体験を実施する。

#### 5 安全管理及び設備の点検

- (1) 各園とも園舎内外の設備は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚令63号)に定められた内容を厳守し、危険防止については、定期的に自主点検を行う等十分配慮する。また、児童の安全に備え、非常通報装置、防犯ベル、ハンドマイク、自動センサー、門扉の施錠等を設置、万全な安全を確保する。
- (2) 消防用設備等(火災報知機)の保守点検は、専門業者に7月及び1月の年2回実施し、その結果を監督庁(福生消防署)へ報告する。
- (3) エレベーターの保守点検は、昇降機の維持保全と適正な維持管理に努める為年4回専門業者により行う。
- (4) 昼食用ガス器具の点検は、随時供給業者(武陽ガス株式会社・東京プロパン等)により、実施する。
- (5) 交通安全については、園児の交通安全防止について、スライド、紙芝居、集会等に交通ルール(右側通行、信号の見方、横断の仕方 等)を指導し、散歩及び園外保育時に実施指導を行う。  
また、年に一回福生警察による交通安全指導を受けている。
- (6) 安全計画を策定し計画に基づいて安全管理に努める。
- (7) 各クラスにIP無線を導入し、園内外活動の連絡を取り合い共有できる。

#### 6 職員の状況

- (1) 職員の構成及び新採用者は、別紙の通りである。

- (2) 職員服務に関しては就業規則を遵守し、業務分掌に基づき努める。
- (3) 職員会議、乳児会議、幼児会議、カリキュラム会議は、毎月園ごとに実施する。  
また諸行事会議は、随時行う。
- (4) 職員の健康管理については、全職員の健康診断を年に一度、生活習慣健診  
又は人間ドックを受ける。  
細菌検査については、毎月全職員が実施する。なお、調理担当者は、10月  
から3月の間はノロウィルスの検便を行う。
- (5) 職員の研修については、東京都社会福祉協議会、東京都民間保育園協会、  
福生市保育協議会及び西多摩保健所等が行う研修会並びに講習会には、  
積極的に参加する。また保育の質の向上、スキルアップを目指し、東京都  
キャリアアップ研修に参加する。また、杉ノ子三園で年令別グループ研修を  
年3回行う。
- (6) 職員の園内外の研修計画を立て内容の充実を図る。
- (7) 個人情報保護の方針を定め、認識と取り組みの徹底を図る。
- (8) セクシャルハラスメントの防止規定を定め、問題が生じた場合は適切に対応  
する。

## 7 保護者との関係

- (1) 保護者への理解と協力促進については、新入園児の説明会のときに園規則、  
入園のしおり、児童票、緊急連絡、緊急災害カード等を配布し、クラス懇談会、  
保育参加、誕生会参加、昼食試食会、親子遠足(年長)、夏祭り、エンジョイ  
サマー、祖父母芋煮会、にこにこ day、運動会、お遊戯会等の諸行事を通じ  
理解と協力を求め、保護者との連携や信頼を深める。
- (2) 毎日、昼食を保護者の見やすいところに展示し、昼食に関し理解を深める。  
また、保護者の保育参加では、昼食の試食をしていただく。
- (3) 保護者の意見や要望が常時聞けるように、利用者の声のボックスを用意する。
- (4) 個人情報(保育写真の利用)の取り扱いについては、入園時に保護者の了解を  
得ている。児童票・指導要録等扱いについては、個人情報保護の方針に基づき  
対処している。
- (5) 個人面談(アレルギー、発達状況、要望など)を希望に応じて行う。

## 8 施設の設備、整備、事業計画

- (1) 園舎内外の整備については、危険個所がないように常に配慮する。  
福生杉ノ子保育園…エアコン洗浄  
樹木剪定  
パソコン10台  
コピー機  
乾燥機

二階のテラスの目隠しと園庭の木のおうちのペンキ  
床ワックス

杉ノ子第二保育園…エアコン洗浄  
樹木選定  
網戸張替え  
正門鍵取り換え工事

杉ノ子第三保育園…エアコン洗浄  
樹木選定  
パソコン 13 台  
避難車1台  
4人乗りバギー1台  
壁紙メンテナンス

## 9 災害対策

- (1) 避難訓練(火災及び地震)、消火訓練については、保育の中の避難訓練計画に基づき毎月実施する。(各クラス職員ヘルメット、園児防災ずきん設備)
- (2) 年 1 回福生消防署の実施指導より、総合火災避難訓練(通報・消火)を行う。
- (3) 大地震が発生した場合の対策について、予めその文書を保護者に配布していく。
- (4) 緊急災害については、緊急災害カードを作成し、子どもの連絡、保護者の通勤方法、所要時間等の把握確認をする。
- (5) 緊急災害に対しマニュアルを作成し、応急計画活動隊の活動を職員に徹底する。
- (6) 保存食を確保する。(乾パン・菓子類・水等)
- (7) コドモンにより非常時一斉メール送信機能を活用する。
- (8) 消防計画の見直しを行い 非常災害計画(風水害、大雪、暴漢を含む)、事業継続計画(BCP)により災害時に備える。

## 10 地域社会との交流について

### (1)福生杉ノ子保育園

#### 子育て支援事業の実施

子育てひろば(ドレミファルーム月 1 回)、(子育て講座年 3 回)

(園内園庭開放 毎週月～金曜日 Am9:00～Pm4:30)

(子育て相談 毎週月～金曜日 Am9:00～Pm4:30)

主任子育て相談 第二、第三水曜日 Am9:00～Pm4:30

(2) 杉ノ子第二保育園

園庭開放 月 2 回

おはなし会 年 6 回

主任子育て相談 第二、第三水曜日 Am9:00～Pm4:30

(3)杉ノ子第三保育園

園庭開放 月 2 回

乳児おはなしの会 年 3 回

主任子育て相談 第二、第三水曜日 Am9:00～Pm4:30

※三園共通事項

地域の子育て支援(なかよしクラブ)に参加し活動している。

- ・高齢者施設に年長児が訪問し、触れ合い遊びを楽しんだり手作りの作品を届ける。

第一…ヨコタホーム

第二…ことぶき苑、つくい

第三…サンシャインビラ

11 一時保育について

- (1) 自主事業化により、園の実情に応じて可能な限り受託する。

12 ボランティア、体験学習、実習生の受け入れについて

- (1) ボランティアや体験学習の希望者、実習の依頼がある場合、可能な限り受け入れる。

13 休日保育事業について

杉ノ子第二保育園で休日保育を実施する。

杉ノ子三園の職員がローテーションにより保育にあたる。